

5 災 対 第 20 号
令和 5 年 5 月 24 日

いわき市ケアマネ協会
会長 山内 俊明 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

「防災ラジオ貸与強化月間」の実施について（依頼）

日ごろより、本市の防災行政に対し、御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では災害時に災害情報を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者等の避難支援につなげるため、防災行政無線の緊急FM放送を自動起動して受信する防災ラジオを無償貸与しております。

昨今の激甚化・頻発化する災害から避難行動要支援者等の命を守るため、貸与対象者に防災ラジオを貸与できるよう「防災ラジオ貸与強化月間」を設定し、申請促進に向けた取組みを実施することといたしました。

つきましては、市内の全居宅介護支援事業所に対して別紙のとおり依頼文を発出しましたので、御承知くださいますようお願いいたします。

1 防災ラジオ貸与強化月間について

別紙実施要領のとおり

2 防災ラジオ貸与対象者

- ・ 避難行動要支援者名簿への登録に同意している方（要介護3～5）がお住いの世帯に属する方
- ・ 市内在住の65歳以上で災害時に情報入手手段の乏しい方

3 申請方法

「いわき市防災ラジオ無償貸与申請書」に必要事項を記入し、貸与対象者に該当していることを証する介護保険証等の写しを添付のうえ、本庁災害対策課または各支所にて申請

4 添付書類

- (1) 防災ラジオ貸与事業「防災ラジオ貸与強化月間」実施要領
- (2) 居宅介護支援事業所向け依頼文
- (3) 防災ラジオ利用促進チラシ

【事務担当】

危機管理部災害対策課地域防災係
黒沢 電話 22-1153(直通)

防災ラジオ貸与事業「防災ラジオ貸与強化月間」実施要領

1 防災ラジオ貸与事業とは

緊急時に災害情報を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、防災行政無線の緊急FM放送を自動起動して受信する防災ラジオを、防災の一助として無償貸与するもの。

なお、当該事業は平成26年度から貸与対象者を自主防災会及び民生児童委員を対象として開始し、令和2年度からは、在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたり支援が必要な避難行動要支援者の方等へ貸与対象者を拡充している。

2 実施目的

令和2年度以降貸与対象者を拡大しているが、災害弱者にあたる要介護3以上の在宅高齢者への貸し出し台数が少ないことから、「要介護3以上の避難行動要支援者(当事者又は支援者)」で、防災ラジオを必要とする方全員に貸与できるよう、「防災ラジオ貸与強化月間」を設定し、防災ラジオの申請促進に向けたさまざまな取り組みを実施する。

3 実施期間

令和5年6月1日(木)～令和5年6月30日(金)

4 これまでの貸与実績

【R5年4月1日現在】

	高齢者等※	自主防災組織	民生児童委員	合計
合計	825台	413台	666台	1,904台

※ 高齢者等とは次のとおり

- ・ 避難行動要支援者名簿への登録に同意している方（要介護3～5）がお住いの世帯に属する方
- ・ 市内在住の65歳以上で災害時に情報入手手段の乏しい方

5 実施内容

- ・ ケアマネジャーへ協力いただき、対象者へ個別案内する。
- ・ 各支所、各地区保健福祉センター及び社会福祉協議会等へ協力いただき、窓口へ防災ラジオ利用促進チラシを掲示する。